

生活交通路線の補助対象路線と基準

《目的・概要》

地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業及び廃止代替バス事業の路線維持（運行）費等に対し、国及び市町村と協調して補助を行う。

※「生活交通」とは：

地域住民の日常生活に必要不可欠な輸送サービスであって、他に代替できる交通機関がないもの

□ 路線維持に係る考え方

役割分担に係る考え方		路線区分
(1) 広域的・幹線的路線（系統）は、原則、国と道等で維持		地域間幹線系統
(2) 広域的・幹線的路線等と密接な地域内のフィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資する一定の要件を満たす路線は、原則、国と市町村等で維持		地域内フィーダー系統
(3) 国が関与しない路線については、道と市町村がそれぞれの立場で維持	複数市町村に跨る路線のうち、一定の基準に該当する準広域的な路線は、道と市町村の負担により維持	広域生活交通路線（複数市町村路線）
	一市町村内のみの路線であっても、一定の基準に該当する準広域的な路線は、市町村の財政力（過疎地か否か）を勘案し、道と市町村で維持	広域生活交通路線（一市町村内路線）
	民間バス事業者が廃止した後、当該事業者に代わって市町村が運行するバス路線のうち、一定の基準に該当する準広域的な路線に対し、その必要経費の一部を道が支援	市町村生活バス路線
(4) 一市町村内のみの路線は、原則として市町村の責務で維持		（市町村単独補助路線）

□ 生活交通の維持に係る支援制度の概要

路線維持に係る補助の概要

補助対象路線		補助基準				備考
		運行回数	路線長	輸送量	負担区分	
地域間幹線系統 （中心市町村等と繋がる 複数市町村に跨る系統）	国庫補助	3回以上 （平日3回以上）	—	15人 ～150人	国 1/2 道 1/2	・計画額に基づく補助金の交付
地域内フィーダー系統 （地域間幹線系統等と接続）	国庫補助	<補助要件> 地域間幹線系統、鉄軌道駅、海港及び空港と接続するバス系統で、次のいずれかに該当する系統 ① 補助対象期間中に新規運行する系統 ② 新たに自治体が支援する既存系統 ③ 平成23年度以降に当該補助金を受けた系統			国 1/2 市町村等 1/2	・計画額に基づく補助金の交付 ・市町村毎の上限有り
広域生活交通路線	道単補助	2回以上 （平日2回以上）	10km以上 （循環系統は20km以上）	10人 ～150人	道 1/2 市町村 1/2	・公営事業者は対象外
複数市町村路線					（黒字業種・JRA等） 道 1/4 市町村 1/4 事業者 1/2	
一市町村内路線					道 1/3 市町村 2/3	
		3回以上 （平日3回以上）		15人 ～150人	道 1/3 市町村 2/3	・黒字事業者及びJRAバスは対象外
市町村生活バス路線	道単補助	<補助要件> ・廃止された路線の運行系統と概ね同一 ・路線廃止後1年以内に運行開始 ・他のバス路線、鉄道と競合がないこと ・公共的施設を結び、集落間を効率的に運行 ・有償運行 ・平均輸送人員1.5人以上 ・地域公共交通会議において、サービス態様、サービス水準、運行主体を合意			道 1/10 市町村 9/10	・運行欠損額と運行収入の差額